

第26回大空町農業委員会総会議事録

令和4年8月26日 第26回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	5番 斎 藤 宏 幸
6番 森 賀 祐 司	7番 伊 藤 博 幸	8番 長 尾 照 幸
9番 渡 邊 恵 二	10番 福 田 重 幸	11番 真 鍋 剛
12番 増 子 昭 雄	13番 福 田 英 信	14番 原 本 勝 広
16番 石 原 せつえ	17番 佐 野 一 義	20番 佐久間 仁
21番 仲 西 政 克	22番 岡 本 シゲ子	23番 丹 羽 真 治
24番 石 田 正 俊		

(2) 欠席者

3番 森 英 章	4番 佐 藤 廣 治	15番 遠 藤 哲 也
18番 渡 辺 誠	19番 高 橋 敬 義	

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
-----------	-----------	-----------

第26回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第26回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>何かとお忙しい中、委員の皆様におかれましては、第26回農業委員会総会の出席、誠にありがとうございます。</p> <p>先月下旬より、小麦の刈り取りが始まりましたが、天候不順によりまして麦の登熟にばらつきがあり、皆様におかれましては収穫作業にも大変ご苦労されたと思っております。また、収量・品質共に昨年を下回る結果となりましたことを大変残念に思っているところでございます。本年の作物全般に言えることですが、天候不順で長雨の影響もあり、徒長して軟弱に生育してしまっていますので、今後の管理・収穫作業等にも大変手こずるのではないかと心配しているところでございます。</p> <p>また、今後、委員の皆様におかれましては、各地区ごとに農地パトロールを行っていただき、耕作放棄地、違反転用がないか、きちんと運用されているかどうかということの確認をよろしくお願いいたします。</p> <p>既に本格的に収穫作業が始まり、皆さんお忙しくされているところでございますが、お身体には気を付けて作業されて、よい出来秋を迎えられることをご祈念申し上げ、簡単ではございますが開会の挨拶にいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>7月26日開催の第25回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第26回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後1時35分)</p>

井上局長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、19名であります。 森委員、佐藤委員、遠藤委員、渡辺誠委員、高橋委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計5件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、23番丹羽委員、5番斎藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
見延主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年8月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、今まで祖父から孫へ使用貸借しておりました農地について、祖父が死亡したことに伴い、当該農地を祖父の子が相続したため、引き続き使用貸借を行うという案件でございます。そのため図面については省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>

副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】</p> <p>この件につきましては、貸主の離農に伴い、借主へ賃貸借を行うという案件でございます。図面については、1 ページに掲載しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年8月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第2号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、自宅近隣の農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があったものでございます。第1地区農業委員さんにより、7月15日に現地確認を行っており、既存施設隣接地であることから、転用はやむを得ないというご判断をいただいております。図面については2ページ及び3ページに掲載しております。 農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	当案件につきましては、7月15日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番及び2番について、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年8月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
石川主幹	【議案第3号所有権移転関係1番及び2番朗読】 今申し上げました1番と2番の案件につきましては、先月の総会において議決をいただいた案件となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 以上でございます。
石田会長	これより所有権移転関係1番及び2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号所有権移転関係1番及び2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。

石川主幹	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年8月26日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【報告第1号朗読】 以上です。</p>
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時51分)</p>